

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(案)

平成 27 年 3 月 3 日
国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、地方創生の推進等の観点からも、必要な規制改革事項を追加する。
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、昨年10月10日の第9回会議でとりまとめたものに加え、以下の規制改革事項について、今通常国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

- ・ 現在、採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているところであるが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、iPS 細胞から製造する試験用細胞等の原料として、血液を使用することを可能とする。

(2) 都市公園内における保育所設置の解禁

- ・ 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用許可を与えるものとする。

(3) 外国医師による診療範囲の拡充

- ・ 医師不足が著しい地域等において、医師不足対策にも資する臨床修練制度の活用を促進する観点から、現在、外国医師の受入れ可能な診療所の範囲を「臨床修練病院の指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」としている同制度について、国家戦略特区においては、指導医を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充する。
- ・ また、臨床修練を行った外国医師について、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく英語の医師国家試験において実地試験を省略し、筆記のみによる試験とする。

(4) 地域限定保育士に係る試験実施の特例

- ・ 都道府県知事が2回目の保育士試験を行わない場合について、保育士不足解消等に向けて創設する地域限定保育士制度に係る試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。

(5) 農業生産法人の出資・事業要件の緩和

- ・ 農地を株式会社等が保有する場合、耕作放棄地や産廃置場とならないような確実な原状回復手段の確立を図ることを前提として、農業生産法人の出資・事業要件の見直しについて、特区法改正法案の施行後半年以内を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【関係省が困難として、議論が続いているもの】

(6) 漁業生産組合の設立要件等の見直し

- ・ 漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資する観点から、水産業協同組合法における漁業生産組合の設立要件を緩和する。

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

(7) 地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和

- ・ 創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。

(8) 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

- ・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を短縮することについて検討する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する 法律案(仮称)の概要

内閣府地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

- (前略)地方自治体や民間の提案も踏まえ、以下の規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

・創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「投資・経営」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】
・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間はその当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続の迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の3】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

※「☆」は「改訂日本再興戦略2014」に記載の規制改革事項等

上記に加えて、特区諮問会議や特区ワーキンググループで、追加の規制改革事項を検討中。

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について

平成 26 年 10 月 10 日
国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、「ビジネス環境の改善・グローバル化」、「公的インフラ等の民間開放」、「持続可能な社会保障制度の構築」、「新たな地方創生モデルの構築」等の観点から、必要な規制改革事項を追加する。

- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、以下の事項を規制の特例措置として具体化した上で、今臨時国会に提出する国家戦略特別区域改正法案に必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。

1. ビジネス環境の改善・グローバル化

◇ 新陳代謝による経済の活性化を促し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「起業・開業の促進」、「外国人の受入れ推進」などに関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置

- ・ 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、公証人による定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「ワンストップセンター」を設置する。

(2) 公証人の公証役場外における定款認証

- ・ 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、公証人が行う定款の認証について、発起人等が面前確認のために公証役場へ赴く負担を軽くするため、特区内に設置する「ワンストップセンター」において定款の認証を行うことが可能であることを明確化する。

(3) NPO法人の設立手続きの迅速化

【後掲】

(4) 外国人家事支援人材の活用

- ・ 外国人家事支援人材については、現在、外交官や高度人材などの外国人に雇用される場合にのみ入国・在留が認められているが、女性の活躍推進等の観点から、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする。

(5) 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など

- ・ 起業家等の創業人材等の外国人の受入れを促進するため、地方自治体等による事業計画の審査等を要件として、「投資・経営」の在留資格に係る基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」のいずれかを満たすことを求めている現行の要件等)について、透明性を確保した上で、その特例を設ける。
- ・ また、アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。

(6) 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進

- ・ グローバル化に伴う外国法に関する法律事務の提供を拡大するため、外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について、改正法案施行後半年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

(7) 旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化

- ・ 国家戦略特区における旅館業法の特例の活用を促し、一層の外国人の滞在ニーズに対応するため、当該特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化する。

2. 公的インフラ等の民間開放

◇ 民間のノウハウ・創意工夫等による投資を最大限に引き出すため、民間による公的インフラ等の管理・運営の解禁・拡大、官民間の人材移動等に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) 公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営)

- ・ グローバル人材の育成や個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育を可能にするため、教育委員会の一定の関与を前提として、公立学校の運営を民間に開放する。

(2) 国有林野の民間貸付・使用の拡大

【後掲】

(3) 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

- ・ 労働市場の流動性向上、特にスタートアップ企業における優秀な人材確保に資するため、大企業や国・自治体に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくする(一定期間内に国・自治体に戻った場合には退職手当の算定について一定の配慮を行う。)枠組みを構築する。
- ・ このため、特区内に、「人材流動化センター(仮称)」を設置するとともに、公務員の移動などにつき必要な制度改革を行う。

3. 持続可能な社会保障制度の構築

- ◇ 我が国経済社会の持続的発展に必要な不可欠な社会保障制度の実現のため、医療、雇用、保育等に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) 医療法人の理事長要件の見直し

- ・ 理事長が医師であるか否かに関わらず、医療法人のガバナンスを強化するとの観点から、都道府県知事が、医師以外の者を理事長として選出する際の基準について、特区においては、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は認可することとする。

(2) 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

- ・ 労働力確保が課題となる過疎地域等において、高年齢退職者が今まで以上に活躍できる場を広げるため、シルバー人材センターについて、区域内の労働力の需給状況等から民業圧迫の恐れがない場合には、同センターが、週20時間を目安とする「軽易な業務に係る就業」に加え、それ以外の就業(週40時間の就業)についても、派遣事業を行うことを可能とする。

(3) 「地域限定保育士」(仮称)の創設

- ・ 保育士不足解消等に向けて、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」(仮称)の資格(但し、国家戦略特区に係る他の都道府県との協議が整えば、当該他の都道府県でも保育士として通用する資格とする。)を与えられるよう、制度を整備する。

4. 新たな地方創生モデルの構築

- ◇ 「地方創生」を規制改革により実現し、地方の産業・雇用を創出するため、社会起業の促進や、第一次産業を始めとする地域の固有の資源を活かした産業分野に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) NPO法人の設立手続きの迅速化

- ・ 地域における保健・医療、福祉、まちづくり・観光・農山漁村振興、環境保全等の様々な分野に関する社会的課題を解決し、新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を、2か月から大幅に短縮する。

(2) 国有林野の民間貸付・使用の拡大

- ・ 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、現在、国有林野の林地の貸付を受け、使用できる対象者は、その所在する市町村の住民等に限定されており、対象面積も5ha以下とされている。
- ・ 規模が零細で単独では効率的な施業が実施困難な民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、貸付・使用に関する対象者・対象面積の拡大を図る。

- ◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

(3) インターネットによる酒類販売の要件緩和

- ・ 地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。